

3（3） つむぎちゃんプラン助成金交付要綱

社会福祉法人松本市社会福祉協議会

1 趣 旨

この要綱は、地域福祉を推進するために、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が行う地域福祉事業に要する経費に対して、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めることとする。

2 支援の条件

地区社協が主催する事業に対して支援する。また、他団体と共催する場合も地区社協がこの要綱に基づく費用負担をし、地区社会福祉協議会の事業として周知すること。

3 申請書の提出期限

6月末日を各申請書の提出期限とする。

4 実績報告書の提出期限

事業完了後30日を経過した日、または助成決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。未実施があった場合については精算を行う。

5 その他

この事業は単年度補助とする。